

障害者施策推進計画(令和6年度～令和11年度)における 重点的な取組について(主な取組内容)

1 自立生活支援

(1) 相談体制の充実

基幹相談支援センターを中心とした包括的相談体制の整備	計画書掲載頁	18
----------------------------	--------	----

【計画における取組内容】

- ◆基幹相談支援センターにおいて、重症心身障害者や精神障害等との重複障害、医療的ケア児者などの相談に対して適切な支援を行う他、障害者手帳を取得しながら障害福祉サービス利用に結びついていない方へのアウトリーチ支援を行うなど、相談支援体制を強化していきます。
- ◆複雑で対応困難な相談について、適切な対応ができるように、医療、保健、福祉の分野が連携できる体制を充実させます。
- ◆障害に関する相談や発達に課題のある子どもに関する相談に対して適切に対応するため、障害福祉課、保健所、保健センター、子ども総合センター、その他の関係機関と地域の相談機関が各々の専門性を発揮し、相互に連携して取り組みます。
- ◆こころの健康や治療の必要性・治療の継続について、保健所・保健センターにおける精神保健に関する相談体制を充実させます。
- ◆新たに診断された難病患者や療養上の不安を抱える方に対して、難病医療費公費負担申請時等あらゆる機会を通して相談支援を行います。
- ◆相談支援事業所では、障害のある方や家族との相談を通して意向・状況等を丁寧に把握して利用計画を作成し、区はその利用計画案が障害のある方や家族のニーズに合った内容となっているかを審査します。これにより、多様化、個別化する支援ニーズに対応できる利用計画書を作成します。

【令和6年度の取組・成果・課題】

■障害福祉課

障害に関する相談や発達に課題のある子どもに関する相談に適切に対応するため、関係機関と共に訪問する等、課題を共有して支援を行った。

利用可能なサービスや制度について情報を提供し、個別のニーズに応じた必要な支援を行うよう取り組んでいる。

障害手帳を取得しながら障害福祉サービス利用に結びついていない方へのアウトリーチ支援を行い、今後速やかに支援できるよう現在の状況把握を行った。

相談支援事業所が少なくセルフプランの対象者が多いため、区がセルフプランの作成を支援しているが、すべてのセルフプラン対象者支援が行き届いていない。

■子ども家庭支援課

子ども総合センターが対応した発達に課題のある子どもに関する相談では、子どもの状況の理解や親子の関わり方を中心とした助言等を行う相談支援のほか、保護者の要望等に応じて発達検査を実施した。

【発達相談事業】電話相談件数726件、発達検査実施件数319件。セルフプラン作成支援実施件数500件。

【巡回訪問事業】巡回訪問実施園153園・延巡回訪問数275回、対象児実数1,256人(『障害のある子どもが在籍する幼稚園・保育所等への支援』3育成支援(1)乳幼児期の育成支援に再掲)。

【5歳児健康診査事業】対象児数3,316人 アンケート提出者数2,894人(うち集団行動観察対象児数221人)。

療育機関、子育て支援施設、特別支援教育機関、障害児支援に係る所管課等の代表を委員とする地域療育システム検討会を主宰し、誰もが相談支援を受けることができるよう、現状の把握や課題の共有、課題解消のための研究を進めている。保護者の相談に支援者がすみやかに対応できるよう「発達支援パンフレット」を発行している。

地域療育セミナーを2回開催し(オンラインと来場方式で実施)、日々の保育等の中で発達を促す支援方法、及び保護者への対応方法が向上するよう支援を行った。

就学を控えた子どもの保護者等に対し、教育委員会の協力を得て「就学懇談会」を実施し、保護者の不安の解消や情報提供に努め、必要によっては「就学相談」につなげた。また、保護者の要請により「就学引継ぎ会」に発達支援専門員が同席した。

障害児支援利用計画を必要とする子どもと保護者に対し、計画立案を担う「相談支援事業所」が少ない。このため、子ども総合センターがセルフプラン作成支援を行っているが、年間500件となっており、対応が急がれる。

相談支援専門員のスキルアップ

計画書掲載頁

18

【計画における取組内容】

◆相談支援事業所の専門性を高めるため、基幹相談支援センターの一部を業務委託し、相談支援技術や連携調整能力の向上を図る専門研修や事例検討会を計画的に実施するほか、サービス等利用計画や個別支援に係る具体的な指導助言を行うことで、人材の育成と計画相談支援及び障害児相談支援の質の向上を図ります。

◆相談支援専門員が、多様化・複雑化する課題を抱える世帯へ支援できるように、基幹相談支援センターによる相談支援専門員へのサポート体制を充実させます。

【令和6年度の取組・成果・課題】

■障害福祉課

全10回の研修会を開催した。相談支援専門員のスキルアップ研修を全6回、医療連携関係者研修を全4回実施した。研修受講者の反響があった研修は、「葛飾区の相談支援の役割と現状確認」と「報酬改定で重要性を増す意思決定支援」。相談支援専門員の実務に直結する内容であり、より良い支援の実現に繋がる研修となった。

医療的ケアの研修では、専門的な内容であったため、医療的ケアの理解は進んだが、実務でどのように支援していくか、関係機関とどう連携を深めていくかという課題があった。

地域の社会資源情報の共有が課題である。

事例検討を通じた、より実践・実務に近い形での研修会の開催が課題である。

くらしのまると相談事業

計画書掲載頁

19

【計画における取組内容】

◆高齢・障害・子ども・生活困窮等、世帯の様々な悩みを総合的に受け止め、その人らしく地域で暮らしていけるよう支援するため、①ヤングケアラーやダブルケア、8050問題等、個人や世帯、家族が抱える多様な課題をまると受け止めるくらしのまると相談窓口の設置、②自ら相談することが難しい方等に訪問等により積極的に働きかけるアウトリーチ等事業、③すぐに解決が困難な世帯等に寄り添いながら継続的な関わりを実施する伴走支援、④複数の課題や制度の狭間の課題を抱える世帯等に対する支援関係機関による連携支援、⑤地域のボランティア団体等の活動への参加を調整する参加支援の5つの取組を中心に、一人一人の実情に寄り添った支援体制を構築します。さらに、これらの個別支援を分析し、既存の支援策で対応できない課題への対応や、地域活動の支援について、分野横断的に検討しています。本事業については、社会福祉法に定める重層的支援体制整備事業としての実施も図ります。

【令和6年度の取組・成果・課題】

■くらしのまると相談課

令和5年5月8日に開設した「くらしのまると相談窓口」において、年齢や収入、障害の有無などにかかわらず、ヤングケアラーやダブルケア、8050問題等、生活上の様々な不安や課題を、世帯単位等でまると受け止め、寄り添いながら包括的な支援を実施しているほか、アウトリーチ等事業、伴走支援、連携支援、参加支援についても、取り組んでいる。

事業目標に設定していたアウトリーチ及び参加支援のための訪問件数は目標どおり、くらしのまると相談窓口の新規相談件数についても目標値の9割以上となっており、ほぼ目標は達成できていると思われる。支援会議の実績が目標値を下回った理由については、くらしのまると相談事業が2年目となり、多機関連携の仕組みが庁内外に浸透してきたことや支援事例が蓄積されてきたことにより、支援会議を開催することなく早期に相談者を適切な機関へつなげ、課題の解決が図られたケースが増加したことが考えられる。

(2) 社会参加の支援

障害者スポーツの推進

計画書掲載頁

23

【計画における取組内容】

◆障害者が自主的に安心してスポーツ活動に取り組めるよう、障害者スポーツ指導員の養成及び年間を通して定期的に教室を開催して指導員の活動の場を提供します。

◆かつしか地域スポーツクラブや葛飾区ボッチャ協会等、障害者スポーツに携わる関係団体と連携、支援を行いながらイベントや教室を実施します。

◆パラリンピックの公式種目である「ボッチャ」競技の普及及びユニバーサルスポーツの普及・発展を推進します。

◆東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会のレガシー事業として、小学校の体育授業でブラインドサッカー教室を行います。また、区で大規模大会を開催することにより、ブラインドサッカーの魅力を区民に伝え、障害への理解を深め共生社会を実現します。

【令和6年度の取組・成果・課題】

■生涯スポーツ課

障害者が定期的にスポーツ活動に取り組む環境づくりをするため、奥戸総合スポーツセンター・水元総合スポーツセンターでそれぞれ月1回程度、トランポリン教室及び水泳教室を開催した。

障害者、健常者が一緒にスポーツを楽しめる機会を提供するために、週1回程度、奥戸（エイトホール）で障害者スポーツ開放事業を、水元でボッチャ一般開放を、それぞれ開催した。

日本ブラインドサッカー協会との連携協力に関わる協定に基づき、区内4校（金町小、本田中、常盤中、飯塚小）でスポ育（ブラインドサッカー教室）を開催した。

障害者が安心してスポーツ活動に取り組む環境を整備するために、パラスポーツ指導員養成講習会を開催して、13名が初級資格を取得し、区公認スポーツ指導員に認定した。

パリオリンピック・パラリンピック競技大会の1か月前イベントとして、障害者スポーツの普及推進を図るため、葛飾区スポーツ協会との協働による、様々な障害者スポーツを体験できる「パラスポinかつしか」を6月22日に開催した。

日本ブラインドサッカー協会との連携協力に関わる協定に基づき、水元総合スポーツセンターでブラインドサッカー日本選手権予選会を11月2日、3日に開催した。同日、来場者が障害者スポーツに興味を持ち、障害者理解を深めるための「パラスポーツフェスタ」を同時開催した。

障害者スポーツ関係団体のネットワークを構築し、障害者スポーツの普及に必要な事項について検討を行うことを目的に「葛飾区障害者スポーツ普及検討委員会」を設置した。

地域活動支援センターにおける社会参加・余暇活動支援

計画書掲載頁

23

【計画における取組内容】

◆障害者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように、創作活動や生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進を図ります。

◆障害特性や障害者の意向を尊重しながら、障害者にあった適切な活動につなげられるように、相談支援の充実を図ります。

【令和6年度の取組・成果・課題】

■障害者施設課

障害者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように、創作活動や生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進及び相談支援の充実を図った。

- (1) 創作的活動事業 契約者数 11人 139回実施 延べ利用者数 1,040人 利用率 86.3%
 (2) 地域生活事業 ①身体デイ 契約者数 37人 45回実施 延べ利用者数 754人 利用率 74.3%
 ②高次脳デイ 契約者数 10人 140回実施 延べ利用者数 600人 利用率72.2% ③言語デイ 契約者数 13人 97回実施 延べ利用者数 588人 利用率 66.3%
 (3) 障害者パソコン講習会 77回実施 延べ利用者数200人 利用率64.9%
 (4) 各種講座 ①中途視覚障害者生活講座 延べ20人 ②高次脳機能障害者講演会 23人 ③失語症サポーター養成講座 4人 ④高次脳機能障害者相談支援機関連絡会（講演会）28人（事例検討会）中止 ⑤失語症講演会 20人 ⑥家族会(家族会かつしか)支援 5回実施 延べ56人 ⑦ミニデイサービス 9回実施 延べ162人 ⑧失語症の会 5回実施 延べ32人
 (5) 自主活動の支援 自主活動 延べ1,090人 延べ143団体
 (6) 喫茶コーナーの運営 ①実習生受入れ 中止 ②喫茶営業日 延べ75日 来客数 延べ1,885人 売上げ356,300円 ③区内福祉施設出張販売 延べ57件 延べ177人 （令和7年3月末現在実績数値）

障害者への学習機会の提供

計画書掲載頁

23

【計画における取組内容】

◆学習の場に出かけることが困難な状況にある区民のための学習支援事業や、知的障害者のためのレクリエーション活動や仲間づくりの場など、誰もが主体的に学習に参加できる機会の充実を図ります。

【令和6年度の取組・成果・課題】

■生涯学習課

障害などにより外出が困難な方や、区が主催する講座への参加が難しい方々を対象に、「出前教室」の制度により、学習活動にかかる講師謝礼の支援を行った。4団体から申請があり、延べ63回の学習会が開催され、延べ参加者数は309人であった。本制度は各科目の学習のきっかけづくりが目的のため、同一科目への支援は最長2年間となっており、3年目以降は科目を変更しない限り支援を受けられないことが課題であった。また、ここ数年個人からの申請はなく、団体からの申請数も減少傾向であった。

知的障害者のためのレクリエーション活動や仲間づくりの場として、「かつしか教室」を、新小岩・柴又・水元の3会場で実施した（各会場で11回、合計33回）。スポーツ、音楽、工作といった参加者のニーズに応じたプログラムを行い、日帰りのバスハイクも実施した（行先：ミュージアムパーク茨城県自然博物館）。申込者数は171人（新小岩59人、柴又51人、水元61人）であり、延べ参加者数は1,358人（新小岩507人、柴又421人、水元430人）であった。プログラムの進行を担う講師及び参加者の高齢化、さらに講師の担い手不足が課題である。

(3)社会資源の充実

地域生活支援拠点の機能の充実

計画書掲載頁

27

【計画における取組内容】

◆障害のある方の地域生活を支援するため、地域生活支援型入所施設や既存の通所施設、グループホーム等の連携による地域生活支援拠点の機能の充実を図ります。

【令和6年度の取組・成果・課題】

■障害福祉課

地域生活支援部会を年2回開催した。「相談」「緊急時の受け入れ・対応」機能について、実績報告書により情報共有した。また、日中サービス支援型グループホームについて、3事業所から事業概要の説明を受けるとともに、運営に関する質疑応答の時間を設けた。

グループホームの拡充支援

計画書掲載頁

27

【計画における取組内容】

◆重度障害のある方の地域生活を支援するため、重度障害のある方のグループホームの整備を行う社会福祉法人等に対して整備費及び運営費の一部助成を検討します。

◆重度障害や医療的ケアに対応したグループホームに対して、東京都とも連携して段階的に拡充支援を行います。

◆施設入所者の地域移行を促進するため、社会福祉法人等に対し、必要量に合わせて区内にグループホームの整備を促します。

◆地域での生活が困難な精神障害のある方が、精神科病院に入院中から生活力をアセスメントするための体験宿泊ができるグループホームを整備するため、社会福祉法人等に対し整備費等の一部を助成します。

【令和6年度の取組・成果・課題】

■障害福祉課

重度障害のある方のグループホームの整備・運営を行う社会福祉法人等に対して、運営費等の一部助成を令和7年度より開始できるよう検討を行い、実施に向けて準備を進めた。

■保健予防課

精神障害のある方向けのグループホームを開設する社会福祉法人等に対し、整備費等の一部を助成した。

障害者通所施設の整備支援

計画書掲載頁

27

【計画における取組内容】

◆特別支援学校の卒業生等の日中活動を支援するため、また、障害のある方の社会参加や就労を支援するため、必要量に合わせて施設整備を促します。

【令和6年度の取組・成果・課題】

■障害福祉課

都区が実施する重度者受入れを促す補助制度により、重度障害のある方等が継続的に通所施設を利用するという目的は一定程度達成されている。しかし、医療的ケアが必要な方や車いすを利用している方を受け入れる施設は、看護師等の人員配置や施設の構造等の様々な問題により、増えていない状況である。

(6) 保健・医療支援

医療的ケア児の支援体制の整備	計画書掲載頁	35
----------------	--------	----

【計画における取組内容】

- ◆医療的ケアを必要とする児童の保護者が1人で抱え込まず身近に相談できる体制を目指します。
- ◆基幹相談支援センターに医療的ケア児等コーディネーターを配置します。
- ◆医療的ケア児等コーディネーターの人材確保・育成や、ネットワーク形成、情報連携を行います。
- ◆医療機関や他部門の専門職と連携しながら相談体制を構築します。
- ◆民間の医療的ケア児等コーディネーターを増やしていく取組として、基幹相談支援センターの人材育成部門と連携して普及・啓発を行います。

【令和6年度の取組・成果・課題】

■障害福祉課

基幹相談支援センターに医療的ケア児等コーディネーターを配置し、医療的ケア児者やその家族が安心して地域で暮らしていくために関係機関と連携して支援する体制を作っている。

医療的ケア児等コーディネーター交流会を開催した。

基幹相談支援センターの人材育成研修として、医療的ケアに関する研修を年4回実施した。

医療的ケア児等コーディネーター交流会でコーディネーター間のネットワークを構築した。

医療的ケア児者の相談支援を受ける区内民間相談支援事業所が少ないため、医療的ケア児等コーディネーター研修受講を勧め実績を増やしていきたい。

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	計画書掲載頁	36
-------------------------	--------	----

【計画における取組内容】

- ◆精神疾患患者・精神障害のある方が退院後に円滑に地域生活に移行できるよう、医療機関や民間の相談支援事業所等との連携を図ります。
- ◆在宅での生活が困難な精神障害のある方を支えるため、医療機関、精神訪問看護ステーション、相談支援事業所、居宅介護事業所等を対象とした連絡会の開催等により、支援ネットワークの構築を図ります。
- ◆葛飾区精神保健福祉包括ケア推進協議会や専門部会において、精神障害のある方を支える地域理解の促進、退院支援、障害福祉サービスの充実と利用など、精神保健福祉の課題を共有し、検討を進めます。

【令和6年度の取組・成果・課題】

■保健予防課

葛飾区精神保健福祉包括ケア推進協議会 1回

精神保健在宅療養部会 1回

長期入院患者等支援検討部会 1回

12月より「あすなろの家」を地域生活支援拠点等として整備(R6年度緊急一時入所実績 のべ12人22泊)。

家族の高齢化や、在宅生活の不安から退院困難者の増加、地域での多職種による個別支援が必要。

(7) 権利擁護

成年後見センター事業の推進

計画書掲載頁

38

【計画における取組内容】

- ◆葛飾区社会福祉協議会内に設置した「葛飾区成年後見センター」で、成年後見制度に関する相談や支援、普及・啓発、法人後見の受任などを行います。
- ◆弁護士や社会福祉士等を交えたメンバーによる検討支援会議を開催し、後見受任者の調整等の検討を行います。
- ◆成年後見制度の仕組など必要な知識・技能・倫理を修得して後見人等の業務を適正に行うための講座を開催し、市民後見人を養成します。

【令和6年度の取組・成果・課題】

■福祉管理課

成年後見センターでは、区民等からの窓口や電話での相談に加えて、オンラインでの相談も受け付けているほか、高齢者総合相談センターや保健センターなどの関係機関からの相談も受け付け、成年後見制度の利用につなげている。特に、医師、弁護士、司法書士などの専門職からなる検討支援会議を定期的に開催し、他からの支援が難しい身寄りのない認知症高齢者や精神障害者などの困難な案件について支援方針を検討し、案件に相応しい後見人の受任調整を図るなど、適切な権利擁護の仕組みにつなげている。

また、生活保護受給者や低所得者など助成を受けなければ制度の利用が困難な方に申立費用や後見人等報酬費用の全部または一部を助成している。

令和2年度の中核機関設置後、検討支援会議の利用件数や後見人等報酬助成件数は引き続き堅調に推移しており、相談件数も増加している。今後も、潜在的な制度利用者に対してさらなる周知・普及を行っていく。

成年後見制度の利用支援

計画書掲載頁

38

【計画における取組内容】

- ◆成年後見制度を利用することが有用であると認められる障害のある方が制度を利用できるよう、成年後見の申立てをする方がいない場合は、区長が申立てを行います。

【令和6年度の取組・成果・課題】

■障害福祉課・保健予防課

成年後見制度を利用することが有用であると認められる障害のある方で、成年後見の申立てをする方がいない場合には、区長が成年後見の申立てを行った。

【知的障害】3件

【精神障害】7件

2 就労支援

(1) 一般就労への支援

一般就労への支援の充実	計画書掲載頁	41
-------------	--------	----

【計画における取組内容】

- ◆民間の就労移行支援事業所や就労継続支援事業所、ハローワーク、特別支援学校など、様々な就労支援機関との連携を強化することにより、一人一人の障害特性や能力に適した就職に結びつけていくための支援体制を充実します。
- ◆区内にも民間の就労移行支援事業所が増え、一般企業等への就職実績も上がっていることから、区が障害のある方を雇用して就労訓練を行う「チャレンジ雇用」の新規募集を停止します。今後は、各就労移行支援事業所における一般就労への移行が更に促進されるよう、連携や支援を強化していきます。
- ◆障害者就労支援センターの登録者や就労継続支援事業所等の利用者が一般就労を目指す方を対象に、区では様々な実習の場を確保し、その方の能力や状況にあった一般就労に向けた訓練が受けられるようにします。また、離職者が次の進路を検討したり、就労先でうまく適応できない方が課題を解決するための支援を受ける場としても活用していきます。
- ◆「障害者就労支援フェア」の中で、ハローワーク墨田との共催で区内や近隣の企業が参加する就職面接会を実施します。

【令和6年度の取組・成果・課題】

■障害福祉課

- 障害のある方や家族等から寄せられる様々な就労に関する相談に丁寧に対応した。
- 業務や職場とのマッチングに重点を置き、個々の状況や課題に応じた就職支援を行った。就職を希望して障害者就労支援センターに登録した者の1年以内の就職率は、40.5%であった。
- 企業等への就職が難しかった方については、個々の課題や能力に応じて、就労継続支援A型・B型、就労移行支援などの利用につなげた。
- 区役所実習を実施したほか、企業や事業所の協力を得て区内に実習の場を確保した。
- 就労移行支援事業所と連携して、模擬面接会を年3回開催した。
- ハローワーク墨田との共催で、区内や近隣の企業8社が参加する就職面接会を「かつしか障害者就労支援フェア」の午後の部で開催した。延べ48人の方が面接を受け、5人が就職に至った。

障害者雇用の促進	計画書掲載頁	42
----------	--------	----

【計画における取組内容】

- ◆ハローワーク墨田やテクノプラザかつしかと連携して、区内や近隣の企業において障害者雇用の促進させるための効果的な働きかけの方法について検討し、実施していきます。
- ◆様々な機会を捉えて、障害者雇用についての周知・啓発を行います。

【令和6年度の取組・成果・課題】

■障害福祉課

- 広報かつしか(6月25日号)で、ミヨシ油脂株式会社(堀切4丁目)の障害者雇用の取組と障害のある社員の就労の様子を伝える記事を掲載した。
- 人権推進課が毎年作成している企業向け人権啓発冊子「HOW」の発行に協力した。「一緒に働いてみませんか？障害者雇用」をテーマに作成し、広く配布、周知した。
- 中小企業家同友会葛飾支部の例会で「ハンデのある方の雇用」をテーマに勉強会を行うこととなったため、センター職員も参加し、障害者就労に関心を持ってもらえるようなテーマで話をした。参加した事業者の方と意見交換を行い、障害者雇用への理解を深めてもらった。

【計画における取組内容】

- ◆就職した後も長く働き続けることができるように、職場訪問や本人との面談等により本人と企業との間の調整や就労継続のための支援を行う職場定着支援を、様々な就労支援機関と連携して実施します。
- ◆NPO法人と区の協働事業である「自主活動支援事業」の実施により、障害のある方の余暇活動の充実に図り、就労継続につなぎます。
- ◆同一企業に10年又は20年継続して就労している障害者就労支援センターの登録者に、永年勤続賞の授与及び定着奨励金の支給を行うことにより、これまでの努力を労うとともに、更なる就労意欲の喚起を図ります。

【令和6年度取組・成果・課題】

- 障害福祉課
- 就労定着支援

障害者就労の拡大に伴い定着支援ニーズは増えているため支援を強化しているが、精神障害の方はメンタル不調を起こす方が多く、就労継続が難しい面があります。

令和5年度に就職した方のうち、その後同一職場で就労期間が1年を超えた方の割合（就労定着率）は67.5%で、令和5年度の61.9%から大きく上昇した。

永年勤続賞授与と定着奨励金支給の事業を見直し、人員や予算を定着支援の体制強化に振替えた。
- 余暇活動支援

余暇活動の支援として「たまり場」運営をNPO法人に委託して実施した。延べ1,712人が利用した。

たまり場が休みの水曜日は、障害者就労支援センターを19時まで開所し、近況報告や相談に応じた。

(2) 福祉的就労への支援

障害者就労支援施設の工賃向上に向けた支援	計画書掲載頁	44
----------------------	--------	----

【計画における取組内容】

- ◆経営コンサルタント利用経費補助制度や自主生産品販売促進アドバイザー事業を継続し、工賃向上に結びつく事業の実施や業務改善、自主生産品の新商品開発や販路拡大につなげます。
- ◆障害者施設自主生産品販売所「ぷらすちよいす」に対する運営支援を強化することにより、出張販売先の拡大を図ります。これにより、自主生産品の更なる売上アップを目指します。
- ◆自主生産品の販売を促進するため、区役所で合同販売会を開催するとともに、公共施設等で販売できるように調整を行います。
- ◆共同受注窓口のPRを強化し、自主生産品や軽作業の受注の拡大を図ります。
- ◆「障害者就労施設等からの物品等調達推進方針」に基づき、区が率先して区内障害者施設に作業等の発注をします。

【令和6年度の取組・成果・課題】

■障害福祉課

工賃向上計画を策定するための経営コンサルタント委託経費補助金を「白鳥福祉館」に、令和5年度策定した工賃向上計画を実行するための経費補助金を「ファンタジア パン工房ル・マンマ」に支給した。

障害者施設が自主生産品の商品開発や販路拡大を行うための支援をNPO法人に委託して実施した。

「ぷらすちよいす」の運営支援として、出張販売の調整を行った（健康プラザかつしかでの販売を開始）。

障害者施設が出店できる「自主生産品合同販売会」を年3回（各回2日間）区役所で開催した。

共同受注窓口の運営を葛飾福祉工場に委託して実施した。広報紙でのPRを行った。

上記の取組支援により、工賃平均月額は令和5年度より約1,700円上がった。

多様な働き方への支援	計画書掲載頁	44
------------	--------	----

【計画における取組内容】

- ◆「障害者就労支援フェア」の中で、就労継続支援事業者や就労移行支援事業者などと連携して「働き方講演会」を開催し、福祉的就労を含めた様々な働き方を紹介していきます。

【令和6年度の取組・成果・課題】

■障害福祉課

かつしか障害者就労支援フェア「働き方講演会」

【日時】令和6年8月23日（金） 午前10時～11時30分

【会場】ウィメンズパル多目的ホール

【参加者】求職中の障害のある方、特別支援学校の生徒・保護者など67名（昨年度比 +41名）。

【内容】障害の特性や程度に応じて、様々な働く場、訓練の場があることを障害者雇用を行っている企業や就労支援事業所の協力により紹介した。

【講演者】

第一生命チャレンジド株式会社（特例子会社）

しょうぶエバンズ（就労継続支援B型事業所）

ディーキャリア平井オフィス（就労移行支援事業所）

3 育成支援

(1) 乳幼児期の育成支援

早期の発達支援体制の整備	計画書掲載頁	47
--------------	--------	----

【計画における取組内容】

- ◆療育が必要な乳幼児が、早期に療育機関を利用することができるように、保健センターや医療機関等との連携を図ります。
- ◆保護者に対しては、発達の気になる段階から戸惑いや不安を受け止め、寄り添いながら支援を行います。
- ◆幼稚園・保育所を利用していない療育が必要な乳幼児及びその保護者については、適切に療育機関に結びつける体制の構築を検討します。
- ◆児童発達支援事業所と幼稚園・保育所、就学する学校との情報連携・支援内容の共有等により、発達に課題のある乳幼児が安心して集団生活を送ることができるように、関係機関が連携して支援します。

【令和6年度の取組・成果・課題】

■子ども家庭支援課

妊娠期から子どもが社会的な自立をするまでの支援として、ゆりかご面接、こにちは赤ちゃん訪問事業、乳幼児健診等の機会を通して、子育ての成長段階に応じた必要な支援を行った。

療育が必要な乳幼児が、適切な支援として早期に療育機関を利用することができるようにした。その際には、子ども総合センター、保健センター、医療機関、幼稚園及び保育園等が保護者の了承を得たうえで、アイリスシートや紹介状等を活用し安定した移行を図るための情報共有を行った(アイリスシート発行件数314件)。

5歳児健康診査事業の実施にあたっては、発達障害等が疑われる子どもに対して就学前の段階で必要な支援につなげるため、次のことに重点を置き支援を行った。

保護者の心配度合いに寄り添いながら、発達や育児に関する相談機会を活用し子どもの発達に対し理解が深まるように支援した。必要に応じて発達検査の実施、療育機関の紹介等を行った。

発達障害について理解が深まるよう、保護者向けに講演会を合計4回行った。オンラインと来場方式を内容に合わせて設定し、参加しやすいように工夫した(累計参加者数52名)。

発達障害について理解が深まるよう、支援者向けに地域療育セミナーを2回実施した。

母国語が日本語ではない保護者に対して、本区ホームページを利用し、相談場面や療育機関利用時に必要な情報について理解を促すための工夫を行った。園長会等を通じて周知を行い、保護者の相談を受ける支援者が活用しやすいようにした。

『交流会』を地域療育システム検討会で企画し実施した(参加者72名)。内容として、発達に課題のある子どもや保護者の支援について情報提供を行なった上で、グループワークを通して支援者同士が連携を深め、地域での支援に役立つ体制作りを促した。

保護者からの発達相談希望が年々増加し、時期によって初回面談・発達検査までの待機期間が長い状態が発生した。そのため、実施件数を増やす、また障害者施設課と連携しながら、適切なタイミングで相談につなげることができるようにした。

療育機関の整備	計画書掲載頁	47
---------	--------	----

【計画における取組内容】

- ◆重症心身障害児や医療的ケア児を対象とした療育機関について必要量に応じて整備を図ります。

【令和6年度の取組・成果・課題】

■障害福祉課

事業所から療育施設の開設相談があった場合には、区が必要とする施設(重症心身障害児や医療的ケア児等の受け入れ)について説明を行っているが、事業所としての経験が浅かったり、看護師等の人員配置の問題により、受け入れられる施設数は増えていない状況である。

【計画における取組内容】

- ◆子ども発達センターでは、ウェルピアかつしかの本園(児童発達支援センター)及び水元分室・堀切分室・新小岩分室(児童発達支援事業所)において、就学前までの知的障害のある子どもや発達の遅れが心配される子どもに対して児童発達支援を行います。
- ◆本園及び新小岩分室では、重症心身障害や医療的ケアを必要とする子ども、疾病や障害により運動機能に著しい遅れがある子どもの支援体制を整え、療育を行います。(1歳6か月～就学前)
- ◆堀切分室・水元分室・新小岩分室では、日常生活動作は概ね自立しているが、発達上の課題がある子どもの支援を行い、自分でできることを増やし、集団に適応していく力を伸ばします。(3歳～就学前)
- ◆本園では、職員が保育所や幼稚園を訪問し、実際の保育場面において集団参加等に関する直接的な支援や、保育所等の職員に児童のかかわり方や環境設定についてのアドバイス等の間接支援を行う「保育所等訪問支援事業」を行います。
- ◆新小岩分室では、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な重度障害の児童に対し、居宅において日常生活における基本的な動作の指導、生活能力の向上のために必要な訓練をすることで、社会生活の幅が広がることを目指す「居宅訪問型児童発達支援事業」を行います。
- ◆本園及び水元分室・堀切分室・新小岩分室では、親子活動や相談支援を通して、障害のある子どもを育てる家族に対し、障害の特性に配慮し、子どもの「育ち」や「暮らし」を安定させることを基本に、丁寧な「家族支援」を行います。また、専門性を生かして、関係機関との連携を深めながら、就学前のお子さんに対する支援を行います。

【令和6年度の取組・成果・課題】

■障害者施設課

子ども発達センター4施設において、1歳6か月から就学前までの知的障害のある子どもや発達の遅れがある子どもに対して、療育を提供した。

子ども発達センターを利用する子どもの通う幼稚園・保育所等に訪問し、療育上必要な助言を行った(保育所等訪問支援事業)。子ども発達センターの訪問実績:16施設、訪問回数(延べ)175回

障害児通所支援を利用するために外出することが困難な重度障害の児童について、居宅において必要な訓練を行うことを目的としています(居宅訪問型児童発達支援事業)。在籍児童 1名 訪問回数 0回

子ども発達センター4施設において、親子活動や相談支援を通して「家族支援」を提供した。また、就学前までのお子さんを育てている保護者を対象に講演会やミニ講座・交流会を行った。(計4回)

【計画における取組内容】

- ◆子ども総合センターでは、幼稚園・保育所等への巡回訪問を継続的に実施することにより、施設職員に対して障害等に対応した療育上必要な助言・指導を行います。
- ◆子ども総合センター及び保育課では、施設職員に対する研修を実施します。
- ◆総合教育センターでは、就学に向けた支援を行います。
- ◆障害のある子どもが在籍する幼稚園・保育所等に、運営上の補助を行います。

【令和6年度の取組・成果・課題】

■子育て施設支援課

私立幼稚園、認定こども園、私立認可保育所(対象施設91園／対象児童数504人)及び認証保育所・地域型保育所(対象施設6園／対象児童数7人)に対し、総額530,462千円(令和6年度実績)の障害児童受け入れに係る運営上の補助を行った。

■保育課

公立保育園及び私立保育園・地域型保育事業・認定こども園・認証保育所に出向き、要支援児(心身に障害のある児童、集団保育で安心安全確保が困難な児童)の行動観察及び加算認定を実施し、必要に応じて保育のアドバイスも実施した。

公立保育園及び私立保育園・地域型保育事業・認定こども園・認証保育所対象に、専門的な知識の習得や障害児等への対応のスキルアップを目的に研修を企画実施した。

保護者から児童の保育施設と療育機関の併用利用について申請や相談があった場合、保育の必要性の確認を取りながら個別対応で実施した。

令和2年1月に、子ども未来プラザ鎌倉で交流保育「笑みフル」を開始し、令和4年度から子ども未来プラザ 西新小岩、令和5年度から子ども未来プラザ東四つ木でも実施した(発達に心配や不安のあるお子さんを対象に、保育園集団生活の場を提供する。対象は、在宅子育て家庭の満1歳児以上のお子さんと保護者の親子参加)。

■子ども家庭支援課

巡回訪問事業では、保育園などを原則として年3回訪問し、課題を持つ児の対応についての専門的知見からコンサルテーションを行うことで、保育園などにおける保育力の向上を支援している。また、訪問時以外においても、児とのかかわり方や育ちの支援に関する個別的、または場面ごとの対応など、保育士から寄せられる随時の相談に応じているほか、必要により園における保護者面談などにも同席している(巡回訪問実施園数275園、対象児実数1,256人)。

区内の幼稚園や保育園などに勤務する職員に対し、「地域療育セミナー(専門講師による講演会)」を2回開催し、乳幼児の発達に関する理解の促進と支援スキルの向上を図った。

新規開設保育所並びに希望する保育士等に対し、所属する児に対する必要なサポートが行えるよう、本区における発達に課題のある児への支援体制や療育機関等の情報提供を行った。

就学を控えた保護者に対し、教育委員会の協力を得て「就学懇談会」を実施した。

オンラインを活用(保育者からの相談・地域療育セミナー等)し、発達に関する理解を促進する機会を広く設けている。

幼稚園や保育所などに対し、発達支援専門員(心理士・言語聴覚士・社会福祉士・保育士等)がその専門性を生かして相談を行い、児への関わり方の提案や必要に応じて発達検査の実施及び療育機関の紹介を行った。

近年、保育所保育士等職員の定着度が低下するなど、発達に課題のある児の保育や支援に関するノウハウを組織的に共有し積み上げることが難しくなっている。そのため、年度初めに園長会や訪問を通じて、事業等の説明を丁寧に行なったり、保育現場でのコンサルテーションを生かし、子どもの発達を支援していく。

■総合教育センター管理担当課

教育委員会では、総合教育センターにおいて、就学相談説明会、自閉症・情緒障害特別支援学級説明会を平日及び土曜日に複数回実施するとともに、就学相談における保護者への聞き取り、行動観察等を通して複数の専門家の視点から、一人一人に合わせた教育環境の充実に向けて検討を行った。

(2)学齢期の育成支援

特別支援教育に係る環境の整備

計画書掲載頁

52

【計画における取組内容】

- ◆発達上の課題がある児童・生徒が学習上又は生活上の困難を改善・克服し、在籍学級で有意義な学校生活を送れるよう、特別支援教室の運営と指導の充実を図ります。
- ◆知的障害特別支援学級、自閉症・情緒障害特別支援学級及び通級指導学級（言語障害学級、弱視学級、難聴学級）の運営と指導の充実を図ります。
- ◆障害のある子どもと障害のない子どもが可能な限り共に過ごすことができるよう、交流及び共同学習の推進を図ります。

【令和6年度の取組・成果・課題】

■総合教育センター教育支援課・総合教育センター管理担当課

発達障害等のある子どもに対して教員が巡回指導を行う「特別支援教室」を全区立小・中学校で実施した。

「知的障害特別支援学級（固定学級）」を小学校9校、中学校7校で運営するとともに、「自閉症・情緒障害特別支援学級（固定学級）」を小・中学校各2校で運営した。

言語障害学級を小学校1校、弱視学級を小・中学校各1校、難聴学級を小・中学校各1校で運営した。

発達障害等のある児童・生徒に対して、危機回避・安全管理及び学習又は生活上の困難さに対する取組の指導補助等を行うクラス支援員を小学校全校及び中学校10校に配置した。

障害のある子どもと障害のない子どもが、できるだけ同じ場で共に学ぶことを目指し、特別支援学級の児童・生徒のみで実施している連合行事の運営の見直しを行い、令和6年度から小学校知的障害特別支援学級の連合体育祭を廃止するとともに、中学校知的障害特別支援学級の連合学芸会を廃止し、各学校の行事に参加することとした。

配慮が必要な子どもへの適切な支援

計画書掲載頁

52

【計画における取組内容】

◆医療的ケアを必要とする児童・生徒が、安心して学校で学ぶことができるよう、環境整備を行います。

◆配慮が必要な児童・生徒の一人一人の状況に応じて合理的な支援を検討し、環境の整備を行います。

【令和6年度の取組・成果・課題】

■総合教育センター管理担当課

葛飾区立幼稚園、小学校、中学校に通園、通学する児童生徒等を対象に、主治医の指示に基づき疾病等の治療を目的としない医療的ケアを行っている。令和6年度は、児童3名に対し、看護師を配置して医療的ケアを実施した。

身体等に障害のある又はあると思われる児童・生徒等の生活能力の向上や危険回避・安全管理を図るため、生活スキルアップ補助指導員を配置した。

特別支援教育における教員の専門性向上

計画書掲載頁

52

【計画における取組内容】

◆特別支援教育に関する専門性を高めるため、特別支援教育コーディネーター、巡回指導教員、特別支援教室専門員、特別支援学級の教員に対する研修を実施します。

◆障害特性の理解や、障害のある児童・生徒に配慮した学習環境の整備、指導方法の工夫を行うため、通常の学級の教員に対する研修を実施します。

【令和6年度の取組・成果・課題】

■総合教育センター管理担当課

葛飾区特別支援教育に関する研修として、以下の研修を実施した。

- 1 巡回指導教員研修（対象：拠点校巡回指導教員、年間2回）
- 2 特別支援教育コーディネーター研修（対象：特別支援教育コーディネーター、年間2回）
- 3 特別支援教育基礎研修会（対象：校内における特別支援教育の中心的な役割を担っている教員、年間2回）
- 4 特別支援学級教員研修（対象：知的障害特別支援学級教員、年間2回）
- 5 自閉症・情緒障害特別支援学級教員研修（対象：自閉症・情調障害特別支援学級教員、年間1回）
- 6 特別支援教室専門員研修（対象：特別支援教室専門員、年間2回）
- 7 クラス支援員研修（対象：クラス支援員、年間1回）

新設された「クラス支援員」をはじめ、様々な職種・職層の教職員に対して、研修を実施し、基礎的・実践的な知識・技能の向上を図ることができた。

東京都立特別支援学校と連携した研修を実施し、専門性の向上を図るとともに、特別支援学校で行われている教育について理解を深めることができた。

研修の実施方法を見直し、集合研修だけでなく、オンラインやオンデマンド研修の活用を検討する必要がある。

学校施設のバリアフリー化推進

計画書掲載頁

52

【計画における取組内容】

◆誰もが安心して学び、育つことができる教育環境の整備を推進していくとともに、災害時の避難所としての役割・機能の充実を図っていくため、車いす使用者用トイレやエレベーターの設置、スロープによる段差の解消により学校施設のバリアフリー化を推進します。

【令和6年度の取組・成果・課題】

■学校施設課

バリアフリースロープ設置：道上小学校(改築校)、東綾瀬小学校(体育館)、原田小学校(校舎)

エレベーター設置：道上小学校(改築校)

スロープ整備：住吉小学校(校舎)、道上小学校(改築校)、金町中学校(校舎)

スロープ購入：上千葉小学校、柴又小学校、上小松小学校

改築に合わせ、バリアフリースロープやエレベーターを設置するなど、着実にバリアフリー化率が上昇した。

既存学校施設では、既存不適格建築物への対応等現行法令に適合させていく必要があるため、既存建物の改修が発生し、整備が進まない状況がある。

4 地域で支えあうまちづくり

(1) 障害への理解と交流の促進

障害への理解と交流の促進

計画書掲載頁

56

【計画における取組内容】

◆障害のある方が住み慣れた地域で安心して自分らしく生活していくことができるよう、区民や各種団体、事業者向けに障害者理解を深めるための講座の実施や自主生産品の販売等を通して、広く区民・事業者の方に対して障害への理解を広げ、障害のある方への配慮が地域で実践されるようにします。

◆障害のある方が活躍できる場を提供していきます。

【令和6年度の取組・成果・課題】

■障害福祉課

令和6年4月に施行された「改正障害者差別解消法」について、障害者の生活を支える福祉サービス従事者向けに講義を行い、同法の周知を図ると共に障害への理解促進を図った。講義は国の定めた福祉事業者向けガイドライン(令和6年3月厚生労働大臣決定)に基づき、障がいサービス事業者、介護サービス事業者に対して4回開催(合計54事業所 76名参加)。同法の趣旨や障害への理解、合理的配慮の提供等の講義を行った。

障害理解を深めるための区民向け講座を3回開催した。小学3年生から6年生と保護者を対象とし、計73名に参加いただいた。定員を大きく超える応募があり、抽選となった。障害への関心を持ち続けてもらうために、抽選で外れた応募者には、講座で配布した資料を送付した。

■障害者施設課

11月17日(日)にウェルピアまつりを開催し、障害者福祉表彰を実施して、3人を表彰をした。

ウェルピアまつりの来場者数は約1,000人で令和5年度比約1,000人の減。

11月14日(木)から11月20日(水)にかけて、ウェルピアかつしかにおいて障害者作品展を開催し、35団体及び3人の個人から出展があり、来場者数は合計1,480人であった(令和5年度の来場者数1,369人)。障害者作品展の募集に際しては、昨年に引き続きロゴフォームを活用し、オンラインで申し込みが行えるようにした。また、作品展の周知では、広報やポスターの紙媒体だけでなく、区民ホールに設置している電光掲示板やFMかつしか等を活用した。さらに、展示作品では、リアルな展示会場だけでなく、掲載希望があった作品をInstagram「ウェルピアかつしか障害者作品展」公式アカウントを活用した展示を増やし、いつでもどこからでも見ることができる展示の推進を図った。

(3)ユニバーサルデザインのまちづくり

放置自転車の撤去・誘導及び指導

計画書掲載頁

59

【計画における取組内容】

◆車いすを利用する方や視覚に障害のある方等の通行の妨げとなる放置自転車に対し、指導や誘導、撤去等の実施や自転車利用者のマナーやモラルの向上を呼び掛けるキャンペーンを実施します。

【令和6年度の取組・成果・課題】

■交通政策課

放置自転車台数の多い駅の周辺及び自転車利用者が多い駅周辺にて駅周辺放置自転車追放及び盗難防止キャンペーンを実施した。

計4か所(京成立石駅・亀有駅は中止)の区内主要駅にて、合計4,000個の啓発ポケットティッシュ及び820個の啓発グッズを配布。

キャンペーン実施後の持続的な自治町会を含む外部機関との連携等。

歩道勾配改善事業

計画書掲載頁

59

【計画における取組内容】

◆高齢の方、車いすやベビーカーを利用する方等の通行者の多い駅周辺道路や幹線道路を対象に、歩道の段差や勾配等を改善し、誰もが安全で快適に通行できる道路環境を整備します。

【令和6年度の取組・成果・課題】

■道路補修課

令和6年度は、次の箇所において歩道勾配改善に向けた設計を行った。

- ・西亀有四丁目歩道勾配改善(実施設計その2)委託 延長 約120m
(西亀有四丁目12番先から21番先まで)
- ・お花茶屋二丁目歩道勾配改善(実施設計)委託 延長 約170m
(お花茶屋二丁目3番先から東堀切二丁目27番先まで)
- ・西亀有四丁目歩道勾配改善(実施設計その3)委託 延長 約190m
(西亀有四丁目2番先から9番先まで)
- ・お花茶屋二丁目歩道勾配改善(実施設計その2)委託 延長 約140m
(お花茶屋二丁目1番先から東堀切二丁目28番先まで)

実績については工事不調により0km

施工時は、沿道の道路利用環境が制限され、また歩行者や車両等の交通を確保する必要があることから、施工調整に時間を要する。

公園内のバリアフリー化

計画書掲載頁

59

【計画における取組内容】

◆公園内にバリアフリースイートを設置することで、障害のある方が外出しやすい環境を整えます。

【令和6年度の取組・成果・課題】

■公園課

令和6年度は以下の公園にバリアフリースイートを設置した。

- (1)江戸川堤さくら公園(東金町7-27)……………公園新設工事に伴うバリアフリースイートの新設
- (2)葛西城址公園(青戸7-28-17)……………公園改修工事に伴うトイレのバリアフリー化

【計画における取組内容】

- ◆葛飾区全域において、バリアフリーについての考え方を共有し、施設整備や改修に関するハード面と、心のバリアフリーに関するソフト面による取組の両面で、総合的なバリアフリー化の方針を示す移動等円滑化促進方針を策定します。
- ◆鉄道駅を中心とした地区や、高齢者、障害のある方、子育て中の方等が多く利用する施設が集まった地区を移動等円滑化促進地区として定め、施設や道路のバリアフリー化を優先的に推進していきます。
- ◆街づくり事業などの進捗に合わせて、促進地区の中から重点整備地区を選定し、具体的なバリアフリー化を示すバリアフリー基本構想を作成し、事業を進めていきます。
- ◆ホームドア整備については、鉄道各社の整備計画に基づき、東京都と連携しながら、その経費の一部を補助します。

【令和6年度の取組・成果・課題】

■調整課

葛飾区全域において、バリアフリーについての考え方を共有し、施設整備や改修に関するハード面と、心のバリアフリーに関するソフト面による取組の両面で、総合的なバリアフリー化の方針を示した「葛飾区移動等円滑化促進方針」を令和7年3月に策定した。

葛飾区及び東京都の補助金を活用して、JR新小岩駅（総武緩行線）のホームドアが令和6年6月に設置された。これにより、区内JR3駅（金町駅、亀有駅、新小岩駅）全てのホームドア設置が完了した。

(4)防災対策の充実

避難行動要支援者支援事業	計画書掲載頁	63
---------------------	---------------	-----------

【計画における取組内容】

◆避難行動要支援者名簿対象者及びかつしかあんしんネットの加入者を対象として、個別避難計画を作成することで、災害時の避難支援活動に役立てます。

【令和6年度の取組・成果・課題】

■福祉管理課

避難行動要支援者名簿登載者のうち、ケアマネジャーへの作成委託やご本人により、826件の個別避難計画が作成された。

福祉施設におけるBCP(業務継続計画)の作成・運用支援	計画書掲載頁	63
------------------------------------	---------------	-----------

【計画における取組内容】

◆感染症や災害が発生した場合でも、福祉施設が継続的に障害福祉サービスを提供するためには、BCP(業務継続計画)の適切な運用が必要となることから、福祉施設が行うBCP(業務継続計画)の研修や訓練(シミュレーション)に対して支援します。

【令和6年度の取組・成果・課題】

■福祉管理課

BCP修正・見直しの支援 38施設

BCPに関する相談 3件

BCPに基づく訓練支援 7施設

「介護・障害福祉事業所向け BCP図上訓練進行に向けた補助動画(地震編)」の作成・公開

福祉避難所等の支援の強化	計画書掲載頁	63
---------------------	---------------	-----------

【計画における取組内容】

◆発災時に速やかに避難所を開設できるよう、民間事業者や地元自治町会等と協働して、福祉避難所の設置・運営訓練を実施します。

◆避難所に避難してきた障害のある方の障害特性(視覚障害、聴覚障害、言語障害、肢体不自由等)に対応した避難生活ができるよう、福祉避難所の運営や自宅避難者に対する支援の強化を図ります。

【令和6年度の取組・成果・課題】

■福祉管理課

BCP更新・拡充支援及びBCPに基づく福祉避難所指定施設の訓練支援

福祉避難所開設・運営の具体的な手順や受入基準、備蓄品の取扱い等の整理

福祉避難所に指定された施設の、平時からの繋ぎの醸成

■障害者施設課

令和6年度の避難所訓練では、プライベートテントが配備されたことから、福祉避難所での設置・運営訓練を実施した。

体育館・ウェルピアかつしか本館開錠訓練、プライベートテント設置訓練、どこでもベッド設置訓練、運営ディスカッション、ふりかえり

※ウェルピアかつしかからは福祉職も参加。危機管理課・福祉管理課も同席し、地域の方々と意見交換を行った。